

# 佐賀市 屋外広告物の手引き

– もっとよいまち よい広告 –



## はじめに

佐賀のまちは、表情豊かな自然や起伏ある地形を背景に、歴史の香る個性豊かなまちと文化を育ててきました。これらは、市民共有の財産であり、これを磨き上げることは身近な環境を快適で豊かなものとするだけでなく、個性的で魅力あふれるまちとして都市の活力をいっそう高めることにもつながります。

こうしたなか、まちの景観を構成する重要な要素として、屋外広告物に対する関心が高まっています。

はり紙や看板などの広告物は、店舗の所在や商品、サービスなどの情報を人々に伝えるだけでなく、まちの活気やにぎわいの演出に欠かせないものとなっています。

しかし、広告物が無秩序に氾濫したり適性な管理が行われないと、自然やまちの景観を損なうばかりでなく、落下・倒壊による危険や交通安全上の妨げになるなど、安全上の問題も出てきます。このため、佐賀市屋外広告物条例を制定し、地域の特性によって広告物に一定のルールを定めています。

佐賀市をより美しく、また、安全なまちにするため、市民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願ひいたします。

## 佐賀市屋外広告物条例の目的

条例により屋外広告物を規制・誘導する大きな目的は2つあります。

### ① 良好な景観の形成、風致の維持

屋外広告物を規制・誘導することにより、良好な景観形成や風致（自然美）の維持に繋げることを目指します。

### ② 公衆に対する危害防止

広告物の倒壊、落下等による直接的な危害のみならず、広告物の設置による信号機や道路標識等の効用を妨げないようにします。





# 目 次



## 第1章 屋外広告物の基本的事項 ..... 1~2

- 1) 屋外広告物とは ..... 1
- 2) 用語の定義 ..... 2

## 第2章 屋外広告物の規制内容 ..... 3~17

- 1) 禁止広告物 ..... 3
- 2) 禁止物件 ..... 4
- 3) 禁止地域 ..... 5
- 4) 許可地域 ..... 6
- 5) 特別交差点区域 ..... 7
- 6) 広告物規制図 ..... 9
- 7) 自家用広告物の許可基準 ..... 11
- 8) 自家用広告物以外の許可基準 ..... 12
- 9) 共通基準 ..... 13
- 10) 広告物種類毎の個別基準 ..... 14

## 第3章 許可手続き等 ..... 18~20

- 1) 手続きフロー ..... 18
- 2) 手続きに必要な添付書類 ..... 19
- 3) その他、留意すべき事項 ..... 19
- 4) 許可の期間・許可申請手数料 ..... 20

## 第4章 例外規定 ..... 21~24

- 1) 適用除外広告物 ..... 21
- 2) 経過措置期間 ..... 24
- 3) 特例許可 ..... 24

## 第5章 その他 ..... 25~26

- 1) 違反広告物に対する措置 ..... 25
- 2) 安全管理について ..... 26



# 第1章 屋外広告物の基本的事項

## 1) 屋外広告物とは

★次の4つの要件全てに該当するものが、屋外広告物です。

① 常時又は一定期間継続して表示されるものであること。

(※街頭で配布されるチラシなど定着性のないものは該当しません。)

② 屋外で表示されること。

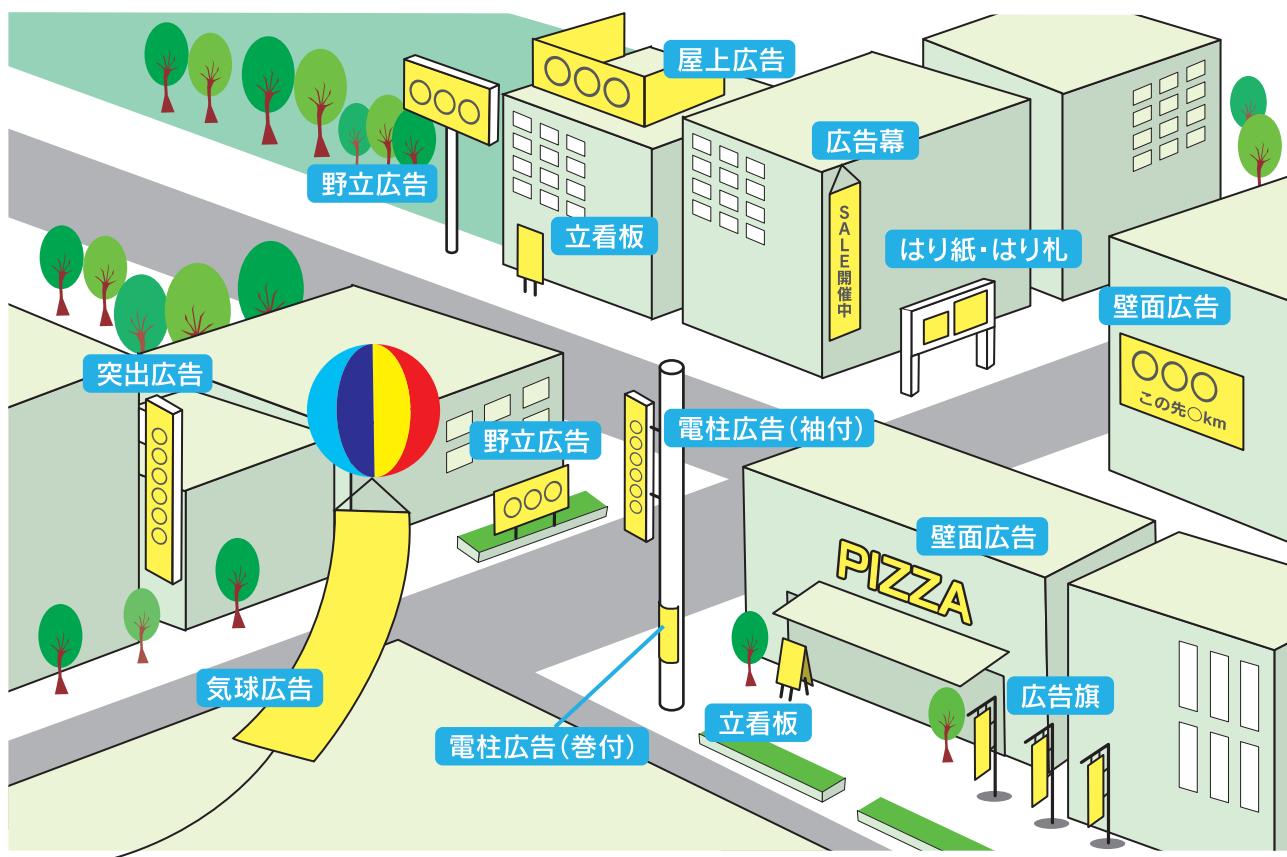
(※建物や乗り物の内側から表示されるものは該当しません。)

③ 公衆（不特定多数の人々）に対して表示されるものであること。

(※駅や工場、野球場等で、その構内にいる特定の人に対して表示されるものは該当しません。)

④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、廣告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は、表示されたもの並びにこれらに類するものであること。

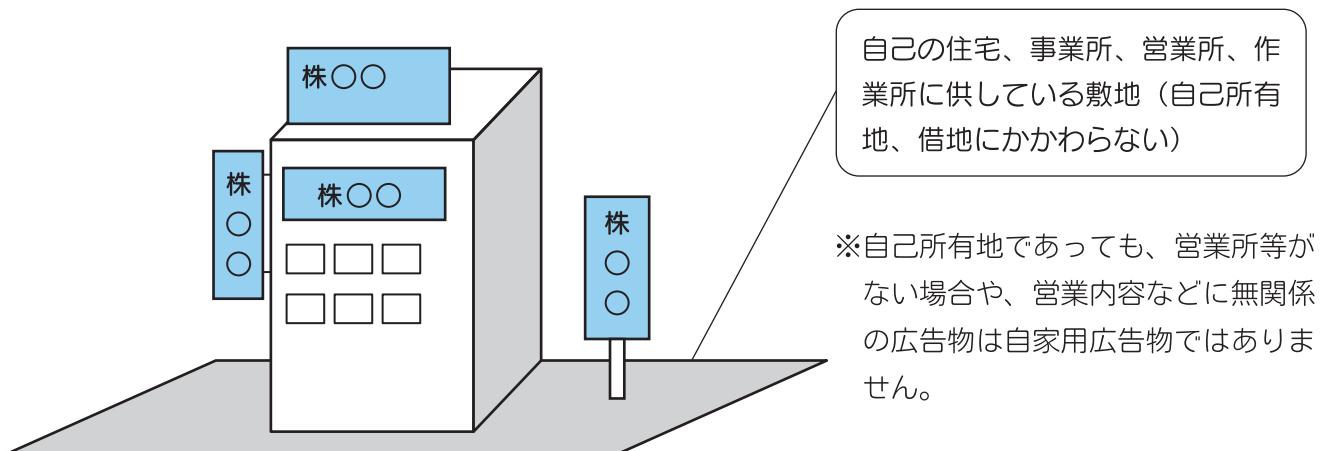
(※「その他の工作物等」とは、本来、屋外広告物の表示の目的を持ったものでない煙突や塀、岩石、樹木等を指しており、これらを利用して表示するものも屋外広告物に含めます。)



## 2) 用語の定義

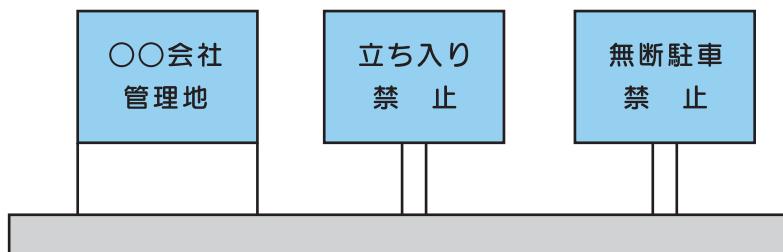
### 自家用広告物

★自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物



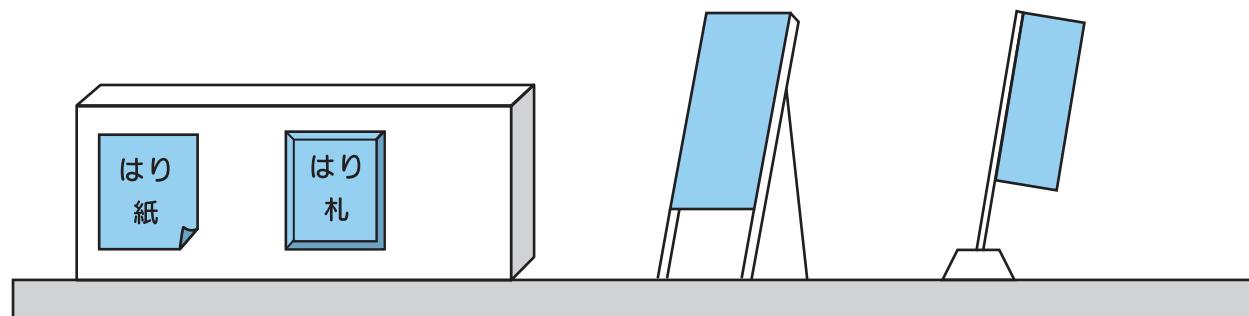
### 管理用広告物

★自己の管理する土地や物件に管理上の必要に基づき表示する広告物



### 簡易広告物

★はり紙、はり札、立看板、広告旗などのように、容易に移動及び取り外しが可能な広告物（これを支える土台を含む）

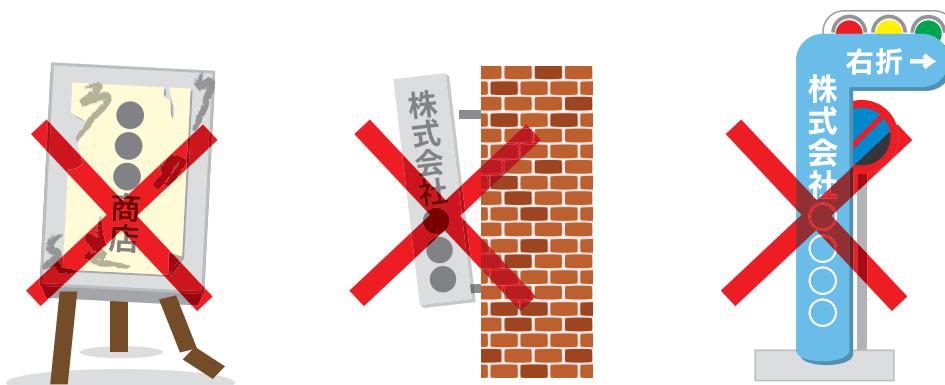


## 第2章 屋外広告物の規制内容

### 1) 禁止広告物

★以下の広告物は、表示することができません。

- ① ひどく汚れたり、色あせたり、塗料がはがれたもの
- ② ひどく破損したり、老朽化したもの
- ③ 倒れたり、落下するおそれがあるもの
- ④ 信号機や道路標識の効用を妨げるおそれがあるもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの



## 2) 禁止物件

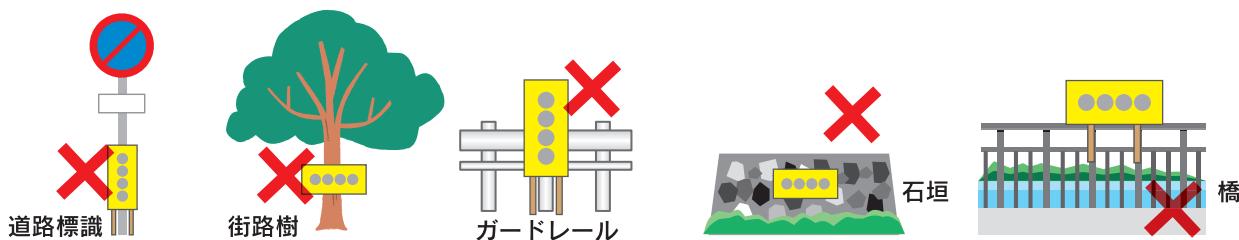
★以下の物件には、原則として広告物を表示（設置、添加）できません。

※自家用広告物及び管理用広告物は表示できる場合があります。【P21～23】

### 全ての広告物の表示を禁止する物件

- ・橋りょう、トンネル、高架構造物、道路の分離帯（植樹帯）
- ・石垣、擁壁、その他これらに類するもの
- ・街路樹、路傍樹
- ・信号機、道路標識、ガードレール、カーブミラー、路上信号制御機、駒止め、里程標  
その他これらに類するもの
- ・消火栓、火災報知機、火の見やぐら
- ・郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
- ・送電塔、送受信塔、照明塔
- ・煙突、ガスタンク、水道タンク、その他これらに類するもの
- ・銅像、神仏像、記念碑、その他これらに類するもの
- ・景観法により指定された景観重要建造物、景観重要樹木
- ・佐賀市みどりあふれるまちづくり条例により指定された保存樹
- ・特に良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要なものとして市長が指定するもの
- ・以下の道路の区間（P10規制図中 **赤線** の道路区間）及び、その区間の両側10m以内にある電柱、街灯柱、消火栓標識等

路 線 名	区 間	
	起 点	終 点
国道34号	市道東高木線との交点	市道総合運動場西線との交点
国道207号	起 点	新高橋の東端
国道263号 (車線の数が4以上の区間に限る。)	高速道路との交点	終 点
国道264号	起 点	県道佐賀脊振線との交点
県道佐賀停車場線	全 区 間	
県道佐賀空港線	全 区 間	
県道西与賀佐賀線	県道東与賀佐賀線との交点	終 点
県道東与賀佐賀線	国道208号との交点	県道西与賀佐賀線との交点
市道城内船津線	起 点	国道208号との交点
市道三溝線	全 区 間	



### 簡易広告物の表示を禁止する物件

電柱、街灯柱、消火栓標識等

### 広告物の直接貼付を禁止するもの

道路の路面

### 3) 禁止地域

★原則として、広告物を表示できない地域

★地域の特性や土地利用状況により、第1種と第2種の2種類に分けています。

※自家用広告物や道標、その他の適用除外広告物は表示できる場合があります。【P21~23】

地域区分	該当する地域、場所																																				
第1種 禁止地域 (禁I)	<p>◆ 【P9・10】規制図中 <span style="background-color: yellow;">■</span> の地域 (三重津海軍所跡のみ記載。その他は記載省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 次の重要文化財、史跡名勝天然記念物のある神社等</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>指定物件</th><th>所在地</th><th>禁止区域の範囲</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">重要文化財</td><td>与賀神社楼門、三の鳥居、石橋</td><td>与賀町</td><td>与賀神社の敷地内</td></tr> <tr><td>香椎神社の四脚門</td><td>久保田町</td><td>香椎神社の敷地内</td></tr> <tr><td>本庄神社の石造肥前鳥居</td><td>本庄町</td><td>本庄神社の敷地内</td></tr> <tr><td>大堂神社の銅造明神鳥居</td><td>諸富町</td><td>大堂神社の敷地内</td></tr> <tr><td>実相院の仁王門</td><td>大和町</td><td>実相院の敷地内</td></tr> <tr> <td rowspan="4">史跡名勝 天然記念物</td><td>大隈重信旧宅</td><td>水ヶ江</td><td>大隈重信旧宅の敷地</td></tr> <tr><td>与賀神社の楠</td><td>与賀町</td><td>与賀神社の敷地内</td></tr> <tr><td>佐嘉城趾の楠</td><td>城内</td><td>楠がある場所</td></tr> <tr><td>三重津海軍所跡</td><td>川副町</td><td>史跡とその周辺</td></tr> </tbody> </table>				種類	指定物件	所在地	禁止区域の範囲	重要文化財	与賀神社楼門、三の鳥居、石橋	与賀町	与賀神社の敷地内	香椎神社の四脚門	久保田町	香椎神社の敷地内	本庄神社の石造肥前鳥居	本庄町	本庄神社の敷地内	大堂神社の銅造明神鳥居	諸富町	大堂神社の敷地内	実相院の仁王門	大和町	実相院の敷地内	史跡名勝 天然記念物	大隈重信旧宅	水ヶ江	大隈重信旧宅の敷地	与賀神社の楠	与賀町	与賀神社の敷地内	佐嘉城趾の楠	城内	楠がある場所	三重津海軍所跡	川副町	史跡とその周辺
種類	指定物件	所在地	禁止区域の範囲																																		
重要文化財	与賀神社楼門、三の鳥居、石橋	与賀町	与賀神社の敷地内																																		
	香椎神社の四脚門	久保田町	香椎神社の敷地内																																		
	本庄神社の石造肥前鳥居	本庄町	本庄神社の敷地内																																		
	大堂神社の銅造明神鳥居	諸富町	大堂神社の敷地内																																		
	実相院の仁王門	大和町	実相院の敷地内																																		
史跡名勝 天然記念物	大隈重信旧宅	水ヶ江	大隈重信旧宅の敷地																																		
	与賀神社の楠	与賀町	与賀神社の敷地内																																		
	佐嘉城趾の楠	城内	楠がある場所																																		
	三重津海軍所跡	川副町	史跡とその周辺																																		
第2種 禁止地域 (禁II)	<p>◆ 【P9・10】規制図中 <span style="background-color: pink;">■</span> の地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市街化区域内の第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区</li> <li>● 公園、緑地の区域</li> <li>● 佐賀県立自然公園の区域</li> <li>● 次の鉄道・道路の区間、及びその区間の両側100m以内の区域</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th><th colspan="2">指定区間</th></tr> <tr> <th>起点</th><th>終点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR長崎本線</td><td colspan="2">市街化区域外の区間</td></tr> <tr> <td>九州横断自動車道</td><td colspan="2">市内の区間</td></tr> <tr> <td>国道263号</td><td>福岡県との境界地点</td><td>バイパス区間の北側分岐点</td></tr> <tr> <td>国道323号</td><td colspan="2">市内の区間</td></tr> <tr> <td>県道佐賀空港線</td><td colspan="2">市街化区域外の区間</td></tr> <tr> <td>県道佐賀川副線</td><td>国道444号との交点</td><td>終点</td></tr> <tr> <td>有明海沿岸道路</td><td colspan="2">市内の区間(未整備区間も含む)</td></tr> <tr> <td>佐賀唐津道路</td><td>有明沿岸道路との交点 (未整備区間も含む。)</td><td>国道34号との交点</td></tr> </tbody> </table>				路線名	指定区間		起点	終点	JR長崎本線	市街化区域外の区間		九州横断自動車道	市内の区間		国道263号	福岡県との境界地点	バイパス区間の北側分岐点	国道323号	市内の区間		県道佐賀空港線	市街化区域外の区間		県道佐賀川副線	国道444号との交点	終点	有明海沿岸道路	市内の区間(未整備区間も含む)		佐賀唐津道路	有明沿岸道路との交点 (未整備区間も含む。)	国道34号との交点				
路線名	指定区間																																				
	起点	終点																																			
JR長崎本線	市街化区域外の区間																																				
九州横断自動車道	市内の区間																																				
国道263号	福岡県との境界地点	バイパス区間の北側分岐点																																			
国道323号	市内の区間																																				
県道佐賀空港線	市街化区域外の区間																																				
県道佐賀川副線	国道444号との交点	終点																																			
有明海沿岸道路	市内の区間(未整備区間も含む)																																				
佐賀唐津道路	有明沿岸道路との交点 (未整備区間も含む。)	国道34号との交点																																			

※第1種禁止地域を除く

## 4) 許可地域

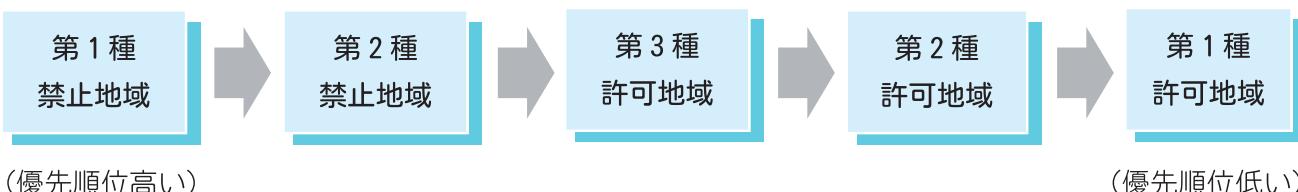
★原則として、広告物の表示前に許可が必要な地域（禁止地域以外の全市域）

★地域の特性や土地利用状況により第1種から第3種までの3種類に分けています。

※自家用広告物やその他の適用除外広告物は許可不要で表示できる場合があります。【P21～23】

地域区分	該当する地域、場所																					
第1種 許可地域 (許I)	<p>◆【P9・10】規制図中 ■■■ の地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市街化区域外の地域（市街化調整区域、都市計画区域外の山の手、自然地、田園地帯、干拓地域）</li> <li>● 禁止地域、第2・3種許可地域以外の地域</li> </ul>																					
第2種 許可地域 (許II)	<p>◆【P9・10】規制図中 ■■■ の地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市街化区域内の1種住居、2種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用地域</li> <li>● 次の道路の区間、及びその区間の両側50m以内の地域</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="2">指定区間</th> </tr> <tr> <th>起点</th> <th>終点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道34号</td> <td colspan="2">市街化区域外の区間</td> </tr> <tr> <td>国道207号</td> <td colspan="2">市街化区域外の区間</td> </tr> <tr> <td>県道佐賀脊振線</td> <td>県道佐賀環状東線との交点</td> <td>国道34号との交点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※禁止地域、第3種許可地域を除く</p>		路線名	指定区間		起点	終点	国道34号	市街化区域外の区間		国道207号	市街化区域外の区間		県道佐賀脊振線	県道佐賀環状東線との交点	国道34号との交点						
路線名	指定区間																					
	起点	終点																				
国道34号	市街化区域外の区間																					
国道207号	市街化区域外の区間																					
県道佐賀脊振線	県道佐賀環状東線との交点	国道34号との交点																				
第3種 許可地域 (許III)	<p>◆【P9・10】規制図中 ■■■ の地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●次の道路の区間、及びその区間の両側50m以内の地域</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="2">指定区間</th> </tr> <tr> <th>起点</th> <th>終点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道34号</td> <td colspan="2">市街化区域内の区間</td> </tr> <tr> <td>国道208号</td> <td colspan="2">市内の区間</td> </tr> <tr> <td>国道263号 (バイパス路線)</td> <td>バイパスとの分岐点</td> <td>国道34号との交点</td> </tr> <tr> <td>県道佐賀環状東線</td> <td colspan="2">全区間</td> </tr> <tr> <td>市道角目増田線</td> <td colspan="2">市街化区域内の区間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※禁止地域を除く</p>		路線名	指定区間		起点	終点	国道34号	市街化区域内の区間		国道208号	市内の区間		国道263号 (バイパス路線)	バイパスとの分岐点	国道34号との交点	県道佐賀環状東線	全区間		市道角目増田線	市街化区域内の区間	
路線名	指定区間																					
	起点	終点																				
国道34号	市街化区域内の区間																					
国道208号	市内の区間																					
国道263号 (バイパス路線)	バイパスとの分岐点	国道34号との交点																				
県道佐賀環状東線	全区間																					
市道角目増田線	市街化区域内の区間																					

### 各地域が重なった場合の優先順位



## 5) 特別交差点区域

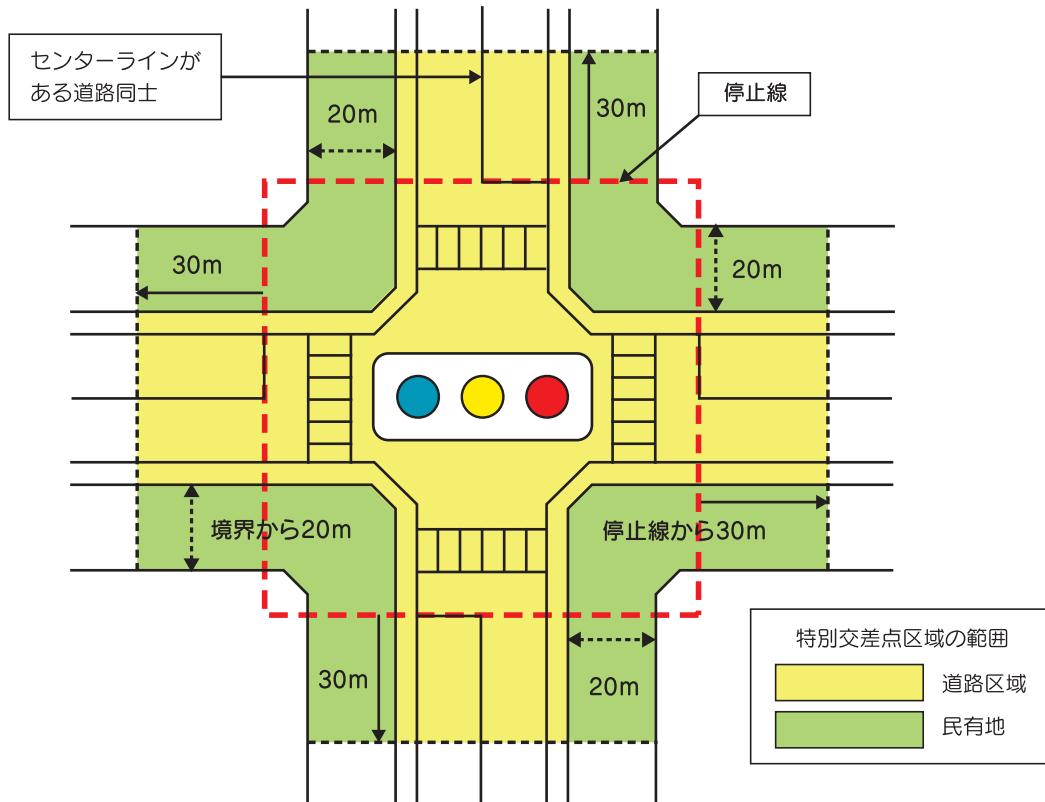
★交通安全上、景観上の問題から、自家用以外の野立広告物と可変表示広告物(ビジョン広告等)が表示できない交差点の区域

### 特別交差点の場所

- 下記指定路線の区間（【P10】規制図中の[ ] の道路区間）上で、信号機があり、片側1車線以上の道路（中央線がある道路）と交わる交差点

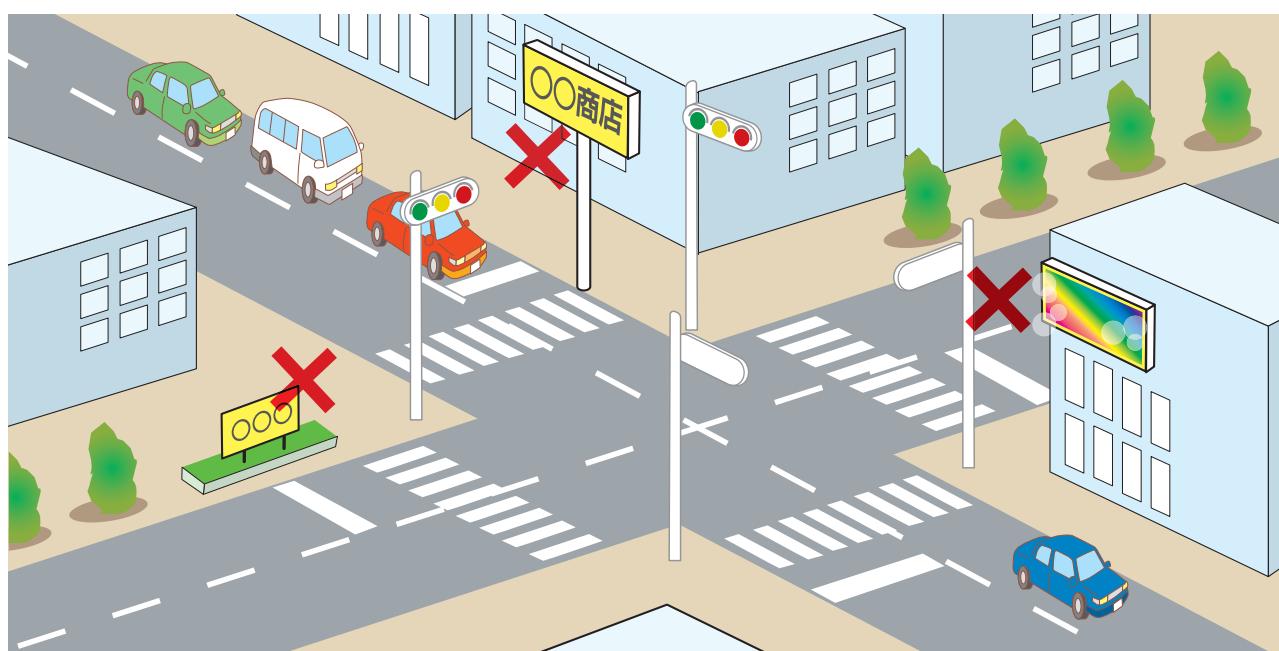
道路の種類	路線名	区間	
		起点	終点
国道	34号	市内の区間	
	207号	市内の区間	
	208号	市内の区間	
	263号	国道323号との交点	終点
	264号	市内の区間	
	444号	市内の区間	
県道	佐賀停車場線	全 区 間	
	松尾佐賀停車場線	国道264号との交点	終 点
	薬師丸佐賀停車場線	県道佐賀川副線との交点	終 点
	佐賀環状東線	全 区 間	
	佐賀脊振線	起 点	国道34号との交点
	西与賀佐賀線	県道東与賀佐賀線との交点	終 点
	東与賀佐賀線	国道208号との交点	県道西与賀佐賀線との交点
	佐賀外環状線	国道207号との交点	小城市との境界地点
	佐賀川副線	全 区 間	
	佐賀空港線	全 区 間	
市道	大財新家線	起 点	市道新家線との交点
	大財神野町線	全 区 間	
	東高木線	国道34号との交点	終 点
	水ヶ江町新郷線	全 区 間	
	城内船津線	起 点	国道208号との交点
	草場幹線	全 区 間	
	新家線	市道草場幹線との交点	市道大財新家線との交点
	三溝線	全 区 間	
	角目増田線	起 点	市道植木増田線との交点
	駅前中央一号線	全 区 間	

## 特別交差点区域の範囲

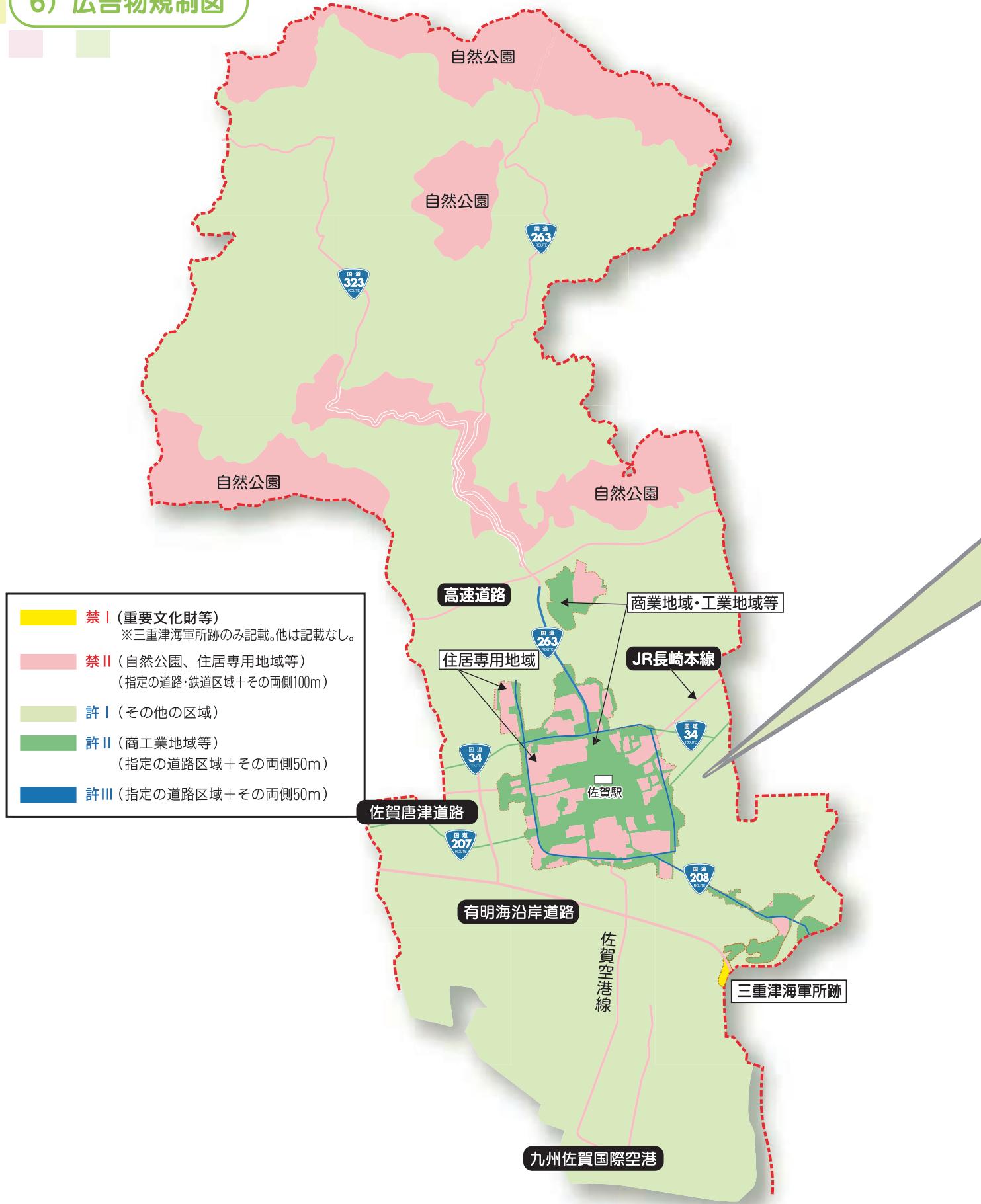


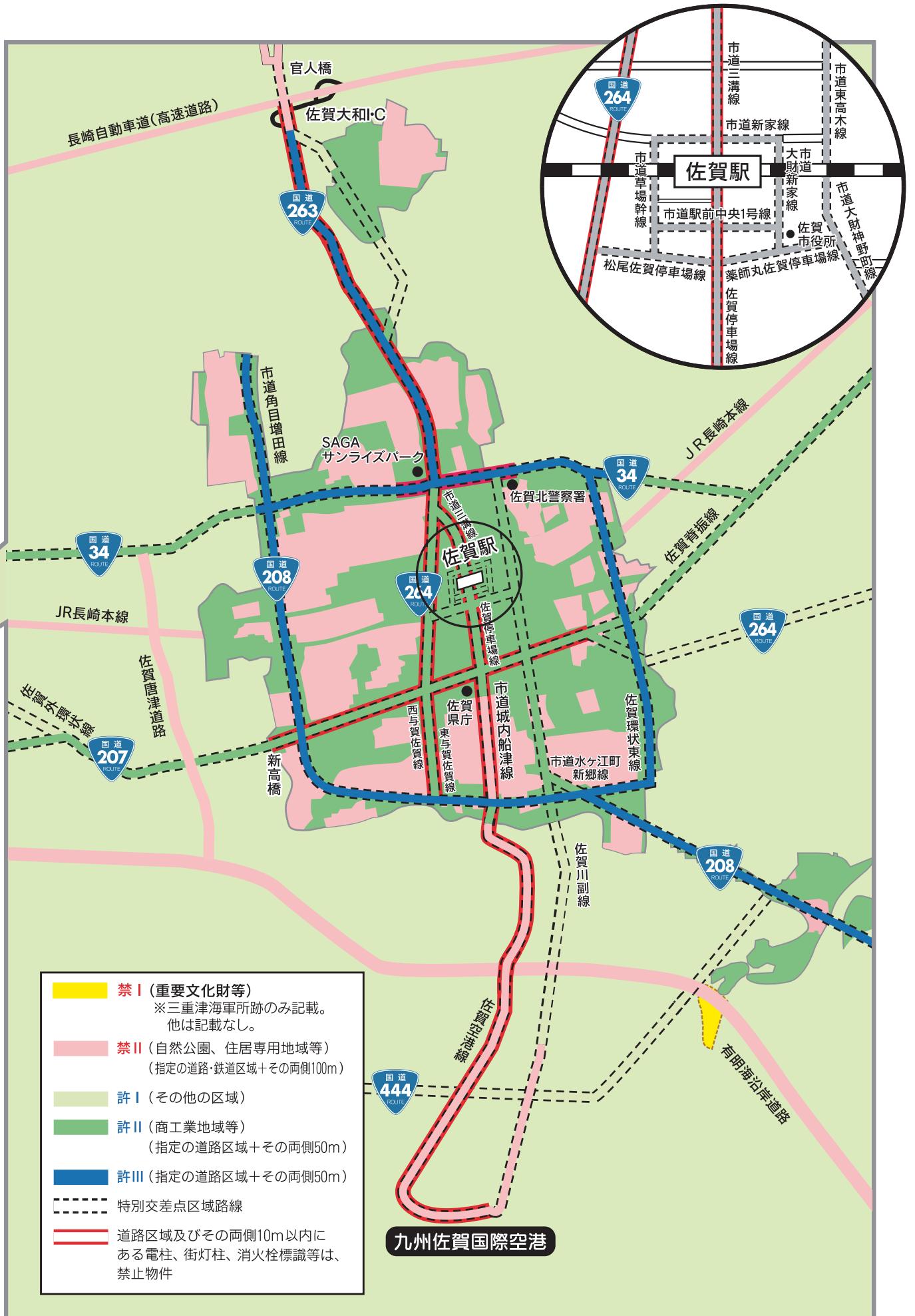
## 禁止になる広告物

- 自家用広告物及び管理用広告物以外の、野立広告（広告板、広告塔等）、可変表示広告（ビジョン広告 等）



## 6) 広告物規制図

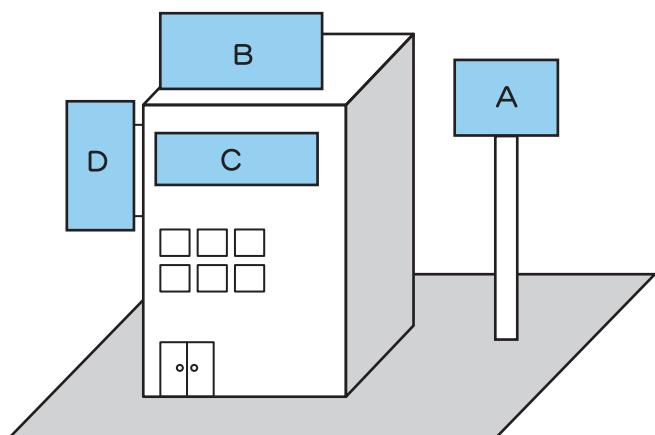




## 7) 自家用広告物の許可基準

### ★自家用広告物の地域ごとの許可基準

区分	基 準				
	禁I	禁II	許I	許II	許III
1事業所等における表示面積の合計	30m <sup>2</sup> 以内	60m <sup>2</sup> 以内	100m <sup>2</sup> 以内	制限無し	
延べ床面積が1,000m <sup>2</sup> を超える建物について、表示方向から見た場合の当該建築物（建物から突出する広告物等も含む）の投影面積における広告物の面積の割合	10%以内	15%以内	20%以内	25%以内	
広告物単体の基準	共通基準【P13】、広告物種類毎の基準【P14～P17】に適合すること。				



1事業所等における表示面積の合計

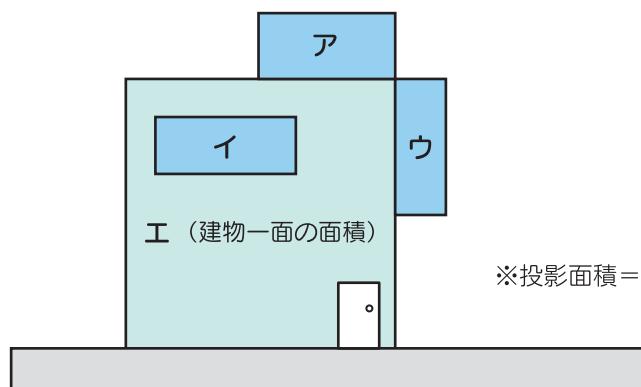
$$= A + B + C + D$$

A : 野立広告

B : 屋上広告

C : 壁面広告

D : 突出広告



表示方向から見た広告物の割合

$$= \text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} \quad (\text{広告物の合計面積})$$

$$\text{ア} + \text{ウ} + \text{工} \quad (\text{表示方向から見た投影面積})$$

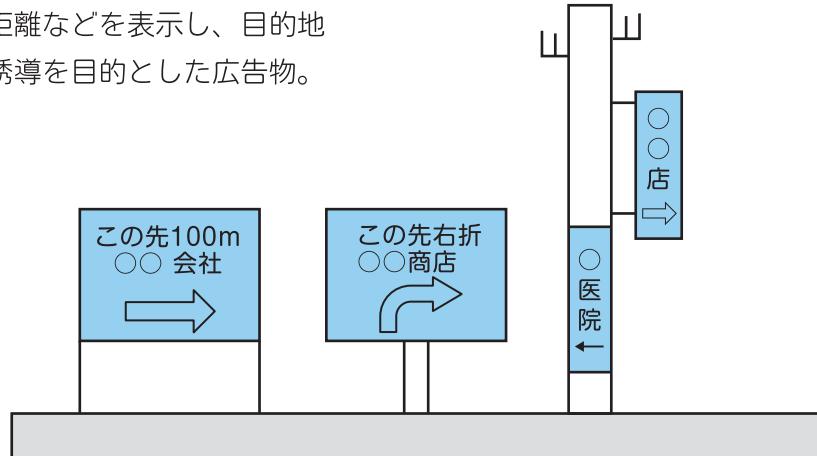
※投影面積 = (建物一面の面積) + (建物から突出する広告物の面積)

## 8) 自家用広告物以外の許可基準

★ 禁止地域内に表示できるのは **道 標** のみです。

### 道 標 とは

名称、方向、距離などを表示し、目的地までの案内、誘導を目的とした広告物。



区 分	地 域 区 分		
	禁 I	禁 II	許可地域
地上から広告物の上端までの高さ	3 m以下 ※電柱広告については、この限りでない。	5 m以下 ※電柱広告については、この限りでない。	
面 積	表示面積の合計は 4 m <sup>2</sup> 以内。 ただし、1面の表示面積は 2 m <sup>2</sup> 以内。	表示面積の合計は 6 m <sup>2</sup> 以内。 ただし、1面の表示面積は 3 m <sup>2</sup> 以内。	
個 数	1事業所等につき 3 個以内 ※地域のまちづくり計画等に合わせ、デザインや規格の統一、あるいは集合化を図った道標、及び電柱広告については、この限りでない。		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 店舗、事業所等への案内誘導を目的とするもので、当該店舗、事業所等が主要な道路に面していない等その表示又は設置が特に止むを得ない場合に限る。</li> <li>● 主要分岐点付近に表示し、又は設置するものであること。</li> <li>● 表示内容は、名称、方向、距離等の案内誘導を行なうために必要最小限度の事項を表示するものであること。</li> </ul>		
広告物単体の基準	共通基準【P 13】、広告物種類毎の基準【P 14～P 17】に適合すること。		

## 9) 共通基準

### ★ 許可が必要な広告物が備えるべき、広告物全般に通じる共通の許可基準

- ① 周囲の景観と調和の取れた意匠、色彩、個数及び形状であること。
- ② 地色は、原色を避け、使用する色の数もできるだけ少ないものであること。
- ③ 地色に、蛍光、発光又は反射塗料を使用しないこと。
- ④ 構造が安全であり、かつ、その形状と意匠が構造物として安定感を与えるものであること。また、耐久性に優れ、倒壊、落下等により公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。
- ⑤ 広告物及び掲出物件の裏面、側面及び脚部について、美観を損なわないように施工したものであること。
- ⑥ 電照広告や可変表示広告にあっては、昼間においても美観を損なわないものであること。また、その点滅速度、表示速度は、努めて緩やかなものであること。
- ⑦ 広告物及び掲出物件の面積、高さ、個数等は、必要最低限のものであること。
- ⑧ 同一の広告物及び掲出物件を狭い区域に集中して掲出するものでないこと。また、道路沿いに連続して掲出するものでないこと。